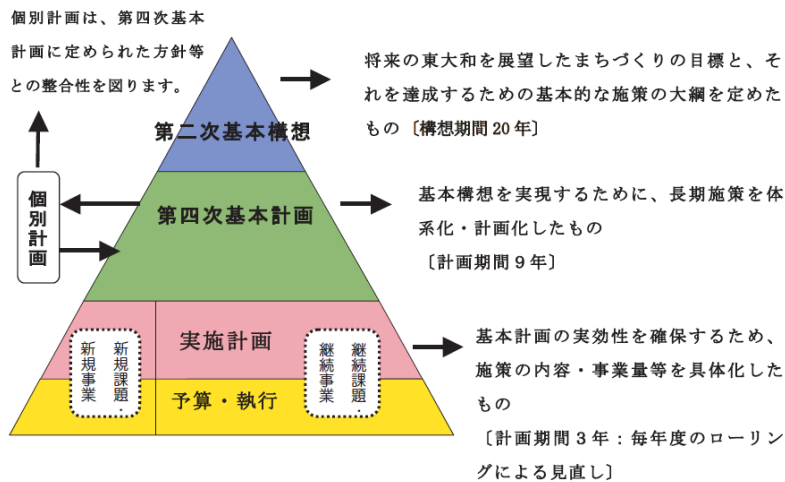


総合計画の構成と位置付けについて

1 検討の経緯

当市においては、昭和57（1982）年に「基本構想」、昭和58（1983）年に「基本計画」を策定して以降、「基本構想—基本計画—実施計画」の3層構成による「総合計画」を策定し、この総合計画を市の最上位計画として位置付けてきました。

このことに関し、新総合計画の策定にあたり、「実施計画」と個別計画との関係を改めて整理すべきとの意見がありましたので、整理することといたしました。



2 地方自治法の改正による義務付けの廃止と近隣市の状況

平成23（2011）年に、地方自治法が一部改正され、市町村における「基本構想」の策定義務を定めた第2条第4項が削除されました。この改正により、「基本構想」を含めた総合計画は、各市町村が自らの必要性和判断によって策定する計画となりました。

近隣市では、総合計画の構成や位置付けを条例で規定している市が8市あります。このうち、総合計画を「基本構想—基本計画—実施計画」の3層で構成している市は5市（以下表の網掛部分）であり、その中の4市が総合計画を市の最上位計画と規定しています。

市	総合計画の構成	総合計画の位置付け
武蔵野市	①長期計画（実施計画なし）	規定なし
府中市	①基本構想②基本計画（実施計画なし）	市の最上位計画
福生市	①基本構想②基本計画③実施計画	市の最上位計画
東村山市	①基本構想②基本構想の実現を図るための計画※	市の最上位計画
東久留米市	①基本構想②基本計画（実施計画なし）	市の最上位計画
稲城市	①基本構想②基本計画③実施計画	市の最上位計画
あきる野市	①基本構想②基本計画③実施計画	規定なし
西東京市	①基本構想②基本計画③実施計画	市の最上位計画

※実際には、基本計画及び実施計画を策定している。

3 新総合計画策定に当たっての考え方

新総合計画の構成と位置付けは、現在と同様、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とし、市の最上位計画として位置付ける。

ただし、このことは、「実施計画」が個別計画の上位に位置付けられることを表すものではなく、個別計画が総合計画との整合を図って策定されるものであることを表している。

【理由】

「実施計画」を含めた総合計画を市の最上位計画として位置付けるのは、「基本構想」「基本計画」の実現のためには「実施計画」が不可欠であり、3者は不可分の関係であるためである。

なお、個別計画と総合計画の関係は、個別計画が「総合計画」との整合を図って策定されるものとして整理し、この意味で総合計画が市の最上位計画となる。

【近隣市の状況】

総合計画の構成と位置付けを条例で規定している8市の中では、

- ① 5市が、当市と同様、総合計画を「基本構想—基本計画—実施計画」の3層構成としており、そのうちの4市が、総合計画を市の最上位計画として位置付けている。
※5市の中で、「基本構想」及び「基本計画」のみを市の最上位計画として位置付けている市はない。
- ② 5市が、当市と同様、個別計画と総合計画の関係を、「個別計画が総合計画との整合を図って策定されるもの」として整理している。